

第 2 海上災害対策計画 参考資料

(その他 2 - 1) 国の機関における海上防災の業務分担の概要

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

	海上保安本部	近畿地方整備局	神戸運輸監理部
目的	海上における人命・財産の保護、治安の維持	港湾・海岸及び空港の整備	兵庫県における海上交通、海上輸送の管理
業務内容	●警備救難業務 ・海上交通の安全確保 ・海難の救助 ・海洋環境の保全と海上防災 ●海洋調査や水路測量などの水路業務 ●光や電波の灯台の建設や保守運用などの航路標識業務	●港湾整備事業 ・港湾施設に関する国の直轄の土木工事の施工 ・航路の建設、改良、保存及び管理 ・海洋の汚染の防除に関する事業の実施 ●海岸事業 ・港湾区域及び港湾隣接地域の海岸保全施設に関する国の直轄の土木工事の施工 ●空港整備事業	●貨物船・旅客船の安全確保 ・神戸港における貨物輸送の管理 ・旅客船に関する運賃や運航ダイヤの調整、事故防止を図るための運航体制の確保 ・乗組員に対する研修の実施 ●ポートステートコントロール ・外国船舶による海難事故や海洋汚染事故の未然防止を図るため、管内各港に寄港する外国船舶に対し立入検査を実施 ●船員窓口 ・船員手帳の交付 ・海技資格の国家試験の実施 ・船員の労働条件の審査
組織	(大阪湾・播磨灘海域) 第五管区海上保安本部 神戸海上保安部 西宮海上保安署 姫路海上保安部 加古川海上保安署 和歌山海上保安部 徳島海上保安部 (山陰沿岸・若狭湾海域) 第八管区海上保安本部 舞鶴海上保安部 香住海上保安署	近畿 2 府 4 県を管轄	近畿地方における海上交通並びに海上輸送のうち、兵庫県に関する部分を管轄（他は近畿運輸局の管轄）

(その他 2 - 2) 油防除資機材保有状況

(1) 瀬戸内海側

(大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会会員関係)

大阪湾

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

所有機関名		オイルフェンス	油処理剤	油吸着剤	油ゲル化剤
		数量 (m)	数量 (l)	数量 (k g)	数量 (k g)
第五管区 海上保安本部	神戸海上保安部	800	4032	199	
	西宮海上保安署		576	43	
近畿地方整備局		320	612	675	
海上自衛隊阪神基地隊		600		176	
兵庫県尼崎港管理事務所		200	1100	240	
神戸市		660	927	331	
尼崎市			90	810	
芦屋市				136	
西宮市		50		76	
石油会社		2820	5508	2045	207
製鉄会社		520	600	215	
海運会社		20	12758	255	
造船会社		3670	1824	953	
その他		7960	22359	20544	161
合計		17620	50810	27004	368

播磨灘

(令和 6 年 2 月 1 日現在)

所有機関名		オイルフェンス	油処理剤	油吸着剤	油ゲル化剤
		数量 (m)	数量 (l)	数量 (k g)	数量 (k g)
第五管区 海上保安本部	姫路海上保安部	200	3420	493	
	加古川海上保安署		1152	82	
近畿地方整備局			522	435	
兵庫県	姫路港管理事務所	1020	2456	1909	
	加古川土木事務所	0	120	101	
明石市		0		32	
姫路市		0	724	280	
加古川市			1406	201	
高砂市		500		243	
赤穂市		62		50	
兵庫県漁業共同組合連合会		440	216	110	
石油会社		1880	3330	673	1142
製鉄会社		7020	6102	1732	
電力会社		2740	2980	3849	
海運会社		0	1296	210	342
造船会社		40	10	30	
その他		10260	11010	5593	220
合計		24162	31846	15616	1704

(2) 日本海側

(但馬沿岸流出油等・災害対策協議会会員関係)

(令和6年2月1日現在)

所有機関名	オイルフェンス	油処理剤	油吸着剤	油ゲル化剤
	数量 (m)	数量 (l)	数量 (k g)	数量 (k g)
香住海上保安署	60	630	100	
兵庫県但馬県民局但馬水産事務所	660	594	183	
兵庫県但馬県民局新温泉土木事務所	580	540	390	
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所	200	1170	796	
兵庫県漁業協同組合連合会香住油槽所	20	90	45	
兵庫県漁業協同組合連合会柴山油槽所	20	54	45	
合計	1540	2862	1547	0

(3) 流出油災害対策協議会以外（河川等で利用予定分を含む）

所有機関名		オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤(材)	その他
		A 型 数量(m)	B 型 数量(m)	数量(l)	数量(kg) (枚)	
兵 庫 県	尼崎港管理事務所			ニッカサンクリーンE-700 (1.75)	タフネルオイルブロッカーAB-50 (700枚)	
	阪神北県民局 県民交流室環境課				ケーフォーマット (400枚)	
	宝塚土木事務所	(20)			ACライト (560kg) オイルマット (500枚)	
	加東土木事務所				タフネルオイルブロッカーBL-65 (400枚)	
	姫路土木事務所	(120)				
	光都土木事務所	(60)		ユニゾール (0.756)	アタックエース (700枚)	
	龍野土木事務所		ブリジストン EP300S (120)		スミレイオイルマット2525B (432枚) ユウホウCマット50-YH (600枚)	
	丹波土木事務所				KF0マット (406枚)	
	洲本土木事務所	(560)		メルクリーン505 (1.5 1)	タフネルオイルブロッカーBL-65 (612kg)	
西 宮 市					AD-50 (790枚)	
芦 屋 市					タフネルオイルブロッカーBL-65 (170kg)	柄杓100本、 バケツ100個、 移植ゴテ100本
伊 丹 市		(15)		(0.424)	(153kg)	
宝 塚 市			(60)	シーグリン (0.264)	タフネルオイルブロッカー(895枚) タフネルオイルブロッカー(24枚) オイルブロッカーライト(2袋) K65-オイルキャッチャー(200枚)	
三 木 市		ナスコC-3A (20)			タフネルオイルブロッカーBL-65 (100枚) 出光ブリタック (100枚) オイルキャッチャー (100枚)	
小 野 市		ナスコC-3A (80)		シーグリン805 (0.13)	タフネルオイルブロッカーBL-65 (1150枚)	
加 西 市		(100)		シーグリン805 (0.054) メルグリン (0.018)	タフネルオイルブロッカーBL-65 (600枚) タフネルオイルブロッカー BL-6500 (フェンス) (2枚) WOSEP (200枚)	ひしゃく 4 本

所有機関名	オイルフェンス		油処理剤	油吸着剤(材)	その他
	A 型 数量(m)	B 型 数量(m)	数量(l)	数量(kg) (枚)	
加 東 市				KF0マット (100枚)	
多 可 町	(26)				
西 脇 市	(20)				
姫 路 市			シーグ [®] リン(1.936)	吸着マット (1255kg)	
た つ の 市	(40)				
篠 山 市	スミレオイルフェンス 11002(10)		シーグ [®] リン805 (0.135) ニッコークリーン (0.012) ネオスAB3000 (10缶) ACライト (40袋)	KF0マット (100枚) ウオセツプ [®] Aロール (1本) オイルブ [®] ロッター(14000枚) マタソ [®] ブ [®] ーム (3.5本) マタソ [®] ブ [®] ロール (1巻)	
丹 波 市	(12)				
豊 岡 市			ネオスAB3000 (0.072)	オイルブ [®] ロッター (200枚)	
香 美 町					ひしやく60本
新 温 泉 町					ひしやく90本
養 父 市				ウオセツプ [®] オイルキャッチャー (200m)	

※品名等が不明である場合は、保有量のみ記載している。

(4) 県及び市町の船舶保有状況

保有機関名		保有船舶名	総トン数	速 力	航行区域	最大搭載 人員	通常停泊地
兵 庫 県	水 産 課	はやたか	40.00トン	32.0ノット	瀬戸内海	16人	東播磨港
	水産技術センター	新ひょうご ちどり	48.00トン	29.0ノット	限定沿海	23人	東播磨港
			9.10トン	22.0ノット	瀬戸内海	13人	東播磨港
	但馬水産技術 センター	たじま	199.00トン	14.67ノット	日本海	23人 24時間未満 43人	香住漁港東港
	教育委員会事務局	但州丸	358.00トン	13.28ノット	沿海区域	45人	香住港
		しりうす	19.00トン	18.0ノット	香住港周辺	30人	香住港
		ペガサス	2.10トン	30.0ノット	香住港周辺	8人	香住港
		しろいし	0.97トン	15.0ノット	香住港周辺	4人	香住港
		でねぶ	0.91トン	7.0ノット	香住港周辺	3人	香住港
	尼崎港管理事務所	まさごⅡ	2.18トン	27.0ノット	沿海区域	10人	尼崎港
		たか	2.70トン	9.1ノット	平水区域	8人	尼崎港
		はと	0.40トン	10ノット	平水区域	5人	尼崎港
		さちかぜ	19.00トン	30.0ノット	沿海区域	23人	尼崎港
	姫路港管理事務所	しおじ	17.00トン	23.0ノット	限定沿海	21人	姫路港
神 戸 市		竜王	19.50トン	13.5ノット	平水区域	18人	神戸市
		きくすい	26.00トン	18.0ノット	平水区域	20人	神戸市
		清港丸	18.00トン	8.0ノット	平水区域	6人	神戸市
		たかとり	46.00トン	25.0ノット	平水区域	19人	神戸港
		くすのき	19.00トン	24.0ノット	沿岸区域	15人	神戸港
姫 路 市		ひめじ	37.00トン	15.0ノット	平水区域	20人	姫路港
		いえしま	19.00トン		沿海区域		
		いえしま	17.00トン	23.0ノット	沿海区域	16人	庁用船専用栈橋
		きぼう	19.00トン	30.0ノット	沿海区域	82人	庁用船専用栈橋
		第六いえし ま	98.00トン		平水区域		

(5) 国の油回収船保有状況

船名	機関名	総トン数	速力 (ノット)	航行 区域	回収方式	回収能力 (kL/h)	貯油能力 (kL)	備考
Dr. 海洋	国土交通省 近畿地方整備局	196	15.4	沿海	浮遊堰 (常時搭載)	30	40	海面清掃兼 油回収船
					ネットコンベア (可搬式)	5		
					状況によりネット コンベアを搭載			
クリーン はりま	国土交通省 近畿地方整備局	197	14.2	沿海	浮遊堰 (可搬式)	10	16	海面清掃兼 油回収船
					ネットコンベア (可搬式)	5		
					状況により出動 時にどちらか1 台を搭載			

(6) 国の大型浚渫兼油回収船の全国配置状況

油流出事故発生時には、現場海域に一刻も早く到着し、油が漂流したり、油が固まる前に、回収作業を行うことが必要となるため、国土交通省では、日本海中央部に位置する新潟港に油回収船が配備されることにより、事故発生後24時間以内で日本海沿岸を、油回収船3隻体勢で48時間以内にほぼ日本全域をカバーしている。

油回収船名	配備団体	配備港	概 要	
白 山	国土交通省 北陸地方整備局	新潟港	【船体部】 全長 93.9m 幅 17.0m 深さ 7.5m 満載喫水 5.4m 総トン数 4,185トン	【油回収装置】 舵側設置式 (渦流式及び堰式各1台) 500m ³ /h 投げ込み式 250m ³ /h 回収油水槽容量 1,530m ³
海 翔 丸	国土交通省 九州地方整備局	門司航路	【船体部】 全長 103.0m 幅 17.4m 深さ 7.2m 満載喫水 5.7m 総トン数 4,651トン	【油回収装置】 舵側設置式 (渦流式油回収器2台) 500m ³ /h×2 投げ込み式 200m ³ /h×2 回収油水槽容量 1,500m ³
清 龍 丸	国土交通省 中部地方整備局	名古屋港	【船体部】 全長 104.0m 幅 17.4m 深さ 7.5m 満載喫水 5.6m 総トン数 4,792トン	【油回収装置】 舵側設置式 (渦流式油回収器2台) 500m ³ /h×2 スキッパー式 2基 回収油水槽容量 1,500m ³

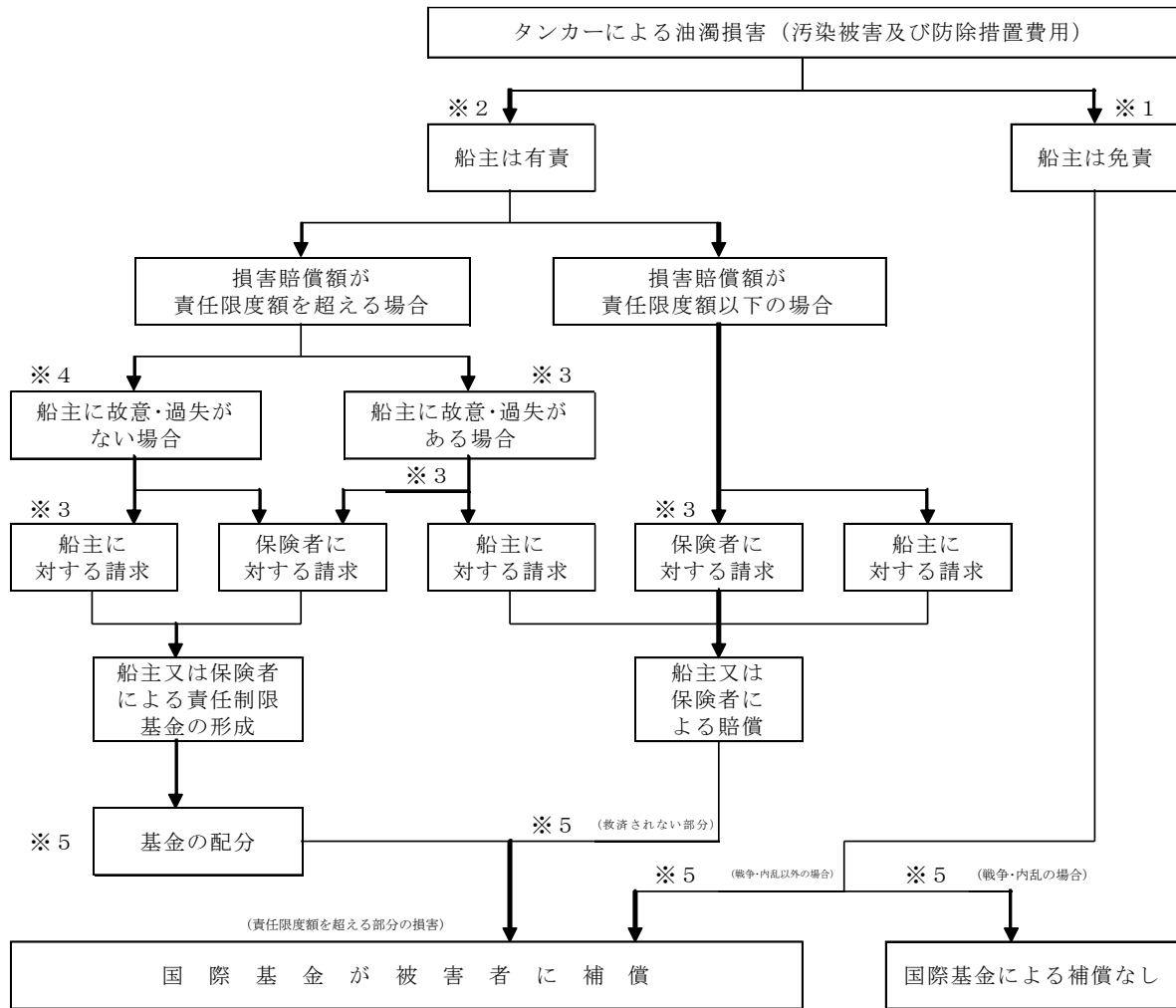
(7) 海上災害防止センターの油回収船配備場所・排出油防除資材備付基地一覧

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、貨物として一定量以上の特定油を積載するタンカーの船舶所有者に対し、定められた海域で蛇行させる場合に、油回収船等の配置や当該タンカー内、随伴船内又は陸場基地内に、排出油防除資材の備付を義務づけている。

海上災害防止センターでは、同法施行規則の規定に従い油回収船又は油回収装置及びオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の排出油防除資材の配備を行っている。

配備・設置内容	配 備 ・ 設 置 場 所
油 回 収 船	横浜、四日市、和歌山下津、松山、大分、関門、徳山下松、水島、姫路、大阪（泉北）
油排出防除資材 ※オイルフェンス、 油吸着剤、油処理剤、 油ゲル化剤	苫小牧、室蘭、函館、むつ小川原、久慈、秋田船川、仙台、新潟、小名浜、鹿島、千葉、横須賀、伏木富山、福井、伊良湖、四日市、尾鷲、和歌山下津、大阪（泉北）、姫路、水島、岩国、徳山下松、宇部、関門、今治、松山、大分、上五島、長崎、串木野、喜入、金城中城
大型油回収装置	門司

(その他 2-3) 油濁損害賠償補償制度の仕組み



※1 戦争や異常な天変地異などの不可抗力、第三者の悪意又は国等の航行援助施設の管理の瑕疵による場合（船舶油濁等損害賠償保障法第3条第1項ただし書）

※2 上記事由によらない場合（同法第3条第1項）

※3 タンカー所有者の損害賠償の責任が発生したときは、被害者は、保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができる。ただし、タンカー所有者の悪意によってその損害が生じたときは、この限りでない。（同法第15条）

※4 タンカー油濁損害の賠償の責任を負うタンカー所有者（法人であるタンカー所有者の無限責任社員を含む。）は、当該タンカー油濁損害に基づく債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。ただし、当該タンカー油濁損害が自己の故意により、又は損害発生のおそれがあることを認識しながらした自己の無謀な行為により生じたものであるときは、この限りではない。（同法第5条）

※5 被害者は、国際基金条約で定めるところにより、国際基金に対し、賠償を受けることができなかったタンカー油濁損害の金額について補償を求めることができる。（同法第22条）

○ 当事者責任

1. 第一次的な賠償責任は船主にある。
2. 船主は油濁損害について不過失の賠償責任を負う（不可抗力等の場合を除く）。
3. 責任を制限できる。
4. 損害が船主自身の故意又は過失によって生じた場合には責任制限できない。

○ 国際基金による補償

1. 条約上、国際基金は被害者が船主から次の理由で十分かつ適正な賠償を得られない場合に補償を行う。

- ①船主に責任がない場合
- ②賠償資金がない場合
- ③責任制限が認められた場合

2. 国際基金の責任限度額

- ① 1971年国際基金：8,977万SDR
- ② 1992年国際基金：2億300万SDR（船主責任制限額と①の限度額を含めた金額）

（注）SDR：国際通貨基金（IMF）の特別引出権（Special Drawing Right）の略であり、その日の為替相場によりSDRの対円レートは変動する。
また、換算は責任制限額を裁判所に供託する前日のレートとなる。

○ 国際油濁補償基金が補償する損害等の範囲

1. 一般基準

以下の基準はあくまでも原則であって、ある損害や費用について補償が認められるかどうかは、当事者間の交渉で決まるものであり、決まらない場合には最終的に国内の裁判所が決定する。

- ①費用・損失は実際に発生したもの
- ②費用は適切な範囲
- ③油の汚染と損害・費用との間に相当因果関係があること
- ④金銭的に計算できる損失
- ⑤証拠により証明できるもの

2. 主な例

- ①油の防除、清掃費用
 - ・人件費
 - ・資機材の費用（残存価格は除く）
 - ・防除等の措置は効果的なものに限る（費用と効果との関係が適切なもの）
- ②調査・研究費
 - ・油流出の対応策、損害の程度を調べるためのもの
- ③漁業被害、旅館・ホテルの損害等
 - ・収入の減少（漁ができなかったための収入減、ホテル・レストランの客の減少）
※過去の数年間の収入実績を参考として収入減を補償
 - ・収入減を防止するための費用（風評被害を防止するためのキャンペーン費用）
- ④請求の提出のための顧問料
 - ・弁護士費用等（妥当な範囲に限る）
- ⑤環境復元費用
 - ・適切な費用は認められるが、過去認められた事例はない

○ 請求権の消滅

船主及び国際油濁補償基金に対する損害賠償及び補償の請求権は、油濁損害が生じた日から3年以内に裁判上の請求がされないとき、または、油濁損害の原因となった最初の事実が生じた日（事故発生日）から

6年以内に裁判上の請求がなされないときは消滅する。

○ 賠償等の手続の流れ

